

登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）（抄）

（公共法人等を受ける登記等の非課税）

第 4 条 2 別表第 3 の第 1 欄に掲げる者が自己のために受けるそれぞれ同表の第 3 欄に掲げる登記等（同表の第 4 欄に財務省令で定める書類の添付があるものに限る旨の規定がある登記等にあつては、当該書類を添付して受けるものに限る。）については、登録免許税を課さない。

別表第 3 非課税の登記等の表（第 4 条関係）

名称	根拠法	非課税の登記等	備考
10. 社会福祉法人	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）	<p>一 <u>社会福祉法第 2 条第 1 項（定義）に規定する社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記（第 3 号に掲げる登記を除く。）</u></p> <p>二 自己の設置運営する学校（学校教育法第 1 条（学校の範囲）に規定する幼稚園に限る。）の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記</p> <p>三 自己の設置運営する保育所若しくは家庭的保育事業等の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記</p> <p>四 自己の設置運営する認定こども園の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記</p>	第 3 欄の第 1 号から第 4 号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。